

令和3年第2回定例会

議案参考資料

令和3年11月11日

議案参考資料目次

議案第 9 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 10 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 11 号	令和 3 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 12 号	令和 3 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 13 号	令和 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について……………	別冊
議案第 14 号	令和 2 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	別冊

議案第 9 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号） デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）
<p>【趣旨】</p> <p>新たにデジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号）が制定され、またデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）が改正された。</p> <p>これにより、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 1 9 年広域連合条例第 1 6 号）の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第 3 8 条の改正</p> <p>1 「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める部分</p> <p>デジタル庁設置法附則第 4 1 条の規定により番号法が改正され、番号法第 2 条第 1 4 項に規定する「情報提供ネットワークシステム」の設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更された。</p> <p>この変更に伴い、番号法第 3 1 条の情報提供等の記録についての特例に関する読替規定が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 3 5 条に規定する情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改正された。</p> <p>これに伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例においても、番号法第 3 1 条の行政機関個人情報保護法の読替規定の改正に倣い、当該規定中の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更するもの。</p> <p>2 引用条項を改める部分</p> <p>番号法の改正により、引用する「第 1 9 条第 7 号」が「第 1 9 条第 8 号」に繰り下がったため、当該引用条項を改めるもの。</p>	
施行日	公布の日から施行する。
【その他参考事項】	

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例新旧対照表

新	旧
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の全部又は一部について訂正の実施をした場合において、必要があるとき、<u>内閣総理大臣</u>及び<u>番号法 第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者）であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の全部又は一部について訂正の実施をした場合において、必要があるとき、<u>総務大臣</u>及び<u>番号法 第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者）であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

議案第10号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）
<p>【趣旨】 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、地方公務員法の一部が改正された。これにより、所要の規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第23号）の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】 主な改正内容は次のとおりである。</p> <p>第3条の改正 引用条項を改める部分 地方公務員法第28条の5第1項に規定する「短時間勤務の職」を引用していたが、同条が削除され、新設される第22条の4第1項に「短時間勤務の職」が規定されるため、引用する地方公務員法「第28条の5第1項」を同法「第22条の4第1項」に改めるもの。</p>	
施行日	令和5年4月1日から施行する。
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法 第22条の4第1項</u>）に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法 第28条の5第1項</u>）に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>